

職員の給与等に関する報告に当たって（談話）

平成24年10月9日
山梨県人事委員会
委員長 小俣 二也

- 1 本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告を行いました。

本年は、月例給、特別給ともに、職員の給与が民間の給与と均衡していたことが明らかとなったことから、改定は行わないこととし、慎重に検討した結果、勧告すべき事項はないと判断したところですが、本委員会の考え方を踏まえつつ、いくつかの給与上の課題や公務運営上の課題などについて報告しております。

給与上の課題の一つは、人事院が勧告した55歳を超える職員の給与抑制であります。本委員会としては、平成18年度からの給与構造改革の実施に当たり、本県にも国と同様の課題があると認め、国に準じた内容で改革を実施したところですが、こうしたことを踏まえると、今般人事院が勧告において指摘した課題は、本県においても対処すべき課題として認められることから、今後の国の動向や他の都道府県の対応状況に留意しつつ、人事院勧告に準じた制度改革を行うことが適切と考えています。

その他の給与上の課題として、給与構造改革における給料表の切替えに伴う経過措置について、国において廃止時期が定まったこと及び雇用と年金の接続に対応するための新たな再任用制度が平成26年4月から実施が見込まれることを考慮すれば、本県においても、廃止に向け適切な対応を行う必要があることなどについて言及しています。

- 2 「公務運営の改善」については、有為な人材の確保や育成のための方策や、公正性、透明性、納得性の高い人事評価制度を構築することによる職員の有する能力や実績を重視した人事管理の徹底の必要性について報告しています。

さらには、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進や職員の健康管理のためには、所属長等の適切なマネジメントによる勤務環境の整備が極めて重要であり、適切なマネジメントが発揮されるためには、任命権者における的確な評価が不可欠であるとの本委員会の考えを述べています。

任命権者における職員の服務規律の確保に向けた取組にもかかわらず、一部の職員による信用失墜行為が未だに後を絶たない状況にあり、県民の公務や職員に対する信頼を著しく損ねる結果となっています。

本委員会としては、改めて職員に対し県民全体の奉仕者として県民の規範となるべく高い倫理観を持って行動することを強く求めるとともに、任命権者に対しては、県民からの信頼回復のため、引き続き服務規律の遵守と再発防止に向けた取組の一層の徹底を求めます。

3 高齢期の雇用問題については、平成26年度から実施が見込まれる新たな再任用制度において、再任用希望者が大幅に増加することを踏まえ、再任用職員の職務内容や給与水準の設定、組織活力維持のための若手職員の確保等の課題などについて言及しています。

4 本委員会の給与勧告は、憲法で保障された職員の労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることにより、適正な給与を確保する機能を有するものであります。

本年は、勧告事項はありませんが、報告で述べた事項のうち対応が必要なものについては、適宜適切に実施されることを望みます。

5 公務員に関する制度改革の流れの中で、国家公務員については、国家公務員に協約締結権を付与し、これに伴い人事院勧告制度を廃止することなどを内容とする国家公務員制度改革関連4法案が国会において継続審議中となっています。

一方、地方公務員についても、本年5月に総務省から公表された「地方公務員制度改革について（素案）」において、国家公務員と同様に、地方公務員に協約締結権を付与し、団体交渉を通じて職員の勤務条件を決定し得る仕組みをつくり、これに伴い勤務条件に関する人事委員会勧告制度を廃止することなどとされています。

本委員会は、これまで本委員会が、中立的な第三者機関として勧告制度を通じて職員の給与水準などの勤務条件の適切な確保に重要な役割を果たしてきたことを踏まえれば、勤務条件の決定方法を根本的に見直そうとする新たな制度の導入には、国と地方による協議の場を設け、国民の十分な理解が得られるよう、慎重な議論を重ねていくことが必要であると考えております。

おわりに、本日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告ができましたのは、県内の民間事業所の皆様の本委員会の給与実態調査への深い御理解と御協力の賜物であり、改めて心より感謝申し上げます。